

令和7年度 医療機関案内サービス「ひまわり」事業実績について

1 電話相談等件数

(単位：件)

			R5年度	R6年度	R7年度
内 訳	保健医療福祉相談・情報提供	保健医療福祉相談 (ファクシミリサービスを含む。) ・ 平日午前9時～午後8時 ・ 相談員対応	53,415	47,181	42,279
		夜間・休日医療機関案内 (ファクシミリサービスを含む。) ・ 平日午後8時～午前9時/休日 ・ 相談員対応	64,307	60,320	55,892
		〔再掲〕聴覚障害者向け (ファクシミリサービス)	11	9	6
		計	117,722	107,501	98,171
	事業対応 外国語	医療情報サービス ・ 毎日午前9時～午後8時	14,405	14,322	12,928
取扱件数 (①+②)			132,127	121,823	111,099
音声自動応答サービス			19,432	16,614	14,639

・・・①

・・・②

2 普及啓発資料配布数

○希望があった医療機関等へのポスター・リーフレット・クリアファイルの配布

区分	リーフレット (枚)		ポスター (枚)		メモパッド (セット)		クリアファイル	送付箇所 (延べ)
	日本語	外国語	日本語	外国語	日本語	外国語		
R7年度	620	531	490	487	632	548	0	326
R6年度	387	366	449	299	619	393	0	329
R5年度	1,110	788	186	14	326	116	338	60

令和7年度医療機能情報定期報告の状況について

医療機能情報提供制度の概要

- 住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として、平成18年の第5次医療法改正により、平成19年4月から開始された制度（医療法第6条の2）
- 医療機関等に対し①、②を義務付け
- ①医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）を、年1回以上、都道府県知事に報告すること。
- ②都道府県知事に報告した医療機能情報を記載した書面を院内等において閲覧できるようにすること。

種 別	病 院				診療所				歯科診療所				助産所				合 計				(参考) オンライン 報告率
報告対象機関数	630				14,818				10,336				202				25,986				
報告状況	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	
令和8年 7月31日 時点	548	5	553	87.8%	10,216	1,037	11,253	75.9%	6,088	1,055	7,143	69.1%	187	5	192	95.0%	17,039	2,102	19,141	73.7%	89.0%

(参考)

令和7年 10月20日 時点	576	2	578	91.3%	10,494	927	11,421	79.3%	6,581	1,165	7,746	74.0%	214	10	224	47.1%	17,865	2,104	19,969	76.8%	89.5%
令和6年 10月17日 時点	569	0	569	89.9%	9,740	557	10,297	71.5%	6,560	467	7,027	67.1%	196	27	223	46.8%	17,065	1,051	18,116	69.7%	69.7%
令和5年度医療機能情報定期報告より報告方法が変更(ひまわり→G-MIS(国の医療機関等情報支援システム))																					
令和5年 5月1日 時点	513	9	522	82.2%	11,554	878	12,432	83.5%	7,706	830	8,536	78.5%	327	31	358	65.7%	20,100	1,748	21,848	81.1%	81.1%

「オンライン」報告 : 医療機関等が、自医療機関等の医療機能情報をインターネットを通じて追記・修正等の入力を行い、G-MISで報告する方法(現在、原則としている方法)

「紙」報告 : インターネット環境が無い等、オンライン報告により難い医療機関が、東京都が送付する調査票(都に報告された当該医療機関情報を印刷したもの)に、赤字で追記・修正等を行い、東京都へ報告する方法

報告率 = (報告機関数の合計) / (報告対象機関数) × 100

オンライン報告率 = (オンライン報告した機関数) / (報告機関数の合計) × 100

※定期報告をオンライン報告した医療機関が、変更報告を「医療機能情報変更報告書」(紙帳票)により行った場合等は、「紙」報告に計上

令和 7 年度 医療情報の理解促進に係る取組実績について

「暮らしの中の医療情報ナビ」等を活用した医療情報の理解促進

1 「暮らしの中の医療情報ナビ」（冊子・Web版）

(1) 医療情報ナビ（冊子）

- ・希望のあった施設に配布
(病院、小児科診療所、区市町村等行政機関、地区医師会、地域包括支援センター等)

医療情報ナビ	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配布先(延)数	196	200	198
冊子配布数※	6,954	8,273	6,787
ミニ版配布	1,311	984	838

※冊子配布数は「大人編」「子供の発熱」「病気やケガは突然に」の配布数合計

(2) 医療情報ナビ（Web版）

2 こども医療ガイド

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
トップページアクセス数	461,340	425,905	136,262

※令和7年度の減少は、生成AI活用による情報取得が進み、公式サイトへの遷移を伴わないケースが増加した為と推察される。

3 相互理解のための対話促進支援事業（東京都医師会に事業委託）

- (1) 事業内容：地区医師会が主催する健康講座等の中で、医療のしくみや医療保険に、都民が興味を持ってもらえるよう医療情報ナビを使用して説明する。
- (2) 実施地域：18地区医師会で実施(共催含む)
- (3) 実施回数：対面形式（※WEB併用含む）
- (4) 受講者数：2,031人（※WEB参加含む）

4 オンライン診療に関するシンポジウム

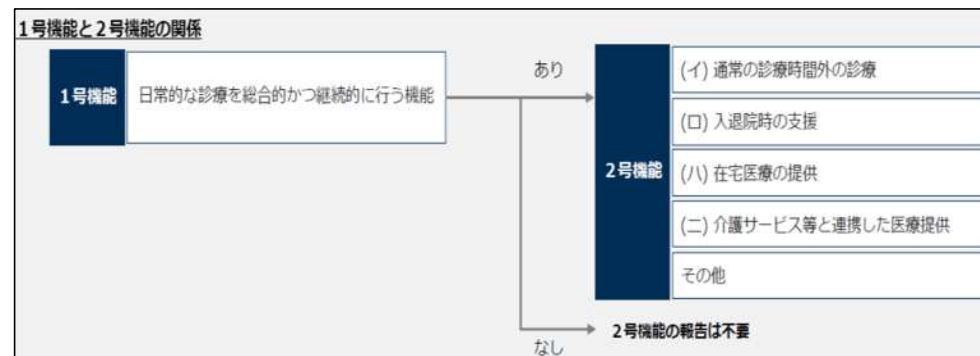
- (1) 目的：オンライン診療の導入を検討しているものの、準備や実際の運用方法が分からず導入に不安を抱える医療機関の関係者等に対し、オンライン診療を実施している医療機関の医師等が実例を交えて情報提供するとともに、都民へオンライン診療に関する基本的な知識を情報提供することで、正しい理解の促進を図る。さらに、患者団体も含めてパネルディスカッションを行うことで、効率的で質の高いオンライン診療の実施につなげる。
- (2) 実施内容：①基調講演、②パネルディスカッション
- (3) 実施方法：対面およびオンライン参加、後日アーカイブ配信
- (4) 参加人数：当日参加 37名(対面 11名、オンライン 26名)、アーカイブ視聴回数 64回

かかりつけ医機能報告制度の概要

- 地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実・強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者に対する医療サービスの向上につなげることを目的として、令和7年4月から施行された制度
- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表

報告について

- 対象医療機関
特定機能病院及び歯科医療機関を除く、病院及び診療所
- 報告方法
医療機関等情報支援システム（G-MIS）又は紙調査票
- 主な報告事項
 - ・1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）
 - ・2号機能（通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護等と連携した医療提供）



報告状況

	対象医療 機関数 a	報告医療 機関数 b	報告率 c=b/a	1号機能有の 医療機関数 d	1号機能有の 医療機関割合 e=d/b	2号機能有の 医療機関数 f	2号機能有の 医療機関割合 g=f/b
全体	15,968	11,483	71.9%	5,430	47.3%	8,850	77.1%
病院	616	545	88.5%	270	49.5%	507	93.0%
医科診療所	15,352	10,938	71.2%	5,160	47.2%	8,343	76.3%

令和8年6月8日時点

報告が必要なかかりつけ医機能の概要

政策課題				報告事項
かかりつけ医機能	1号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築すること	「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無 17の診療領域ごとの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患も報告する） - 医療に関する患者からの相談に応じることができること 等
	2号機能	(イ) 通常の診療時間外の診療	地域の医療機関同士の連携体制を構築し、時間外に患者の体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療を受けられる体制を構築すること	- 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況 - 自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等
		(ロ) 入退院時の支援	地域の医療機関同士が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること	- 自院又は連携による後方支援病床の確保状況 - 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 - 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 - 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況 - 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等
		(ハ) 在宅医療の提供	定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること	- 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況 - 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況 - 自院における訪問看護指示料の算定状況 - 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等
		(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供	医療機関が地域における介護等の状況について把握するとともに、医療・介護間等で適切に情報共有を行いながら、医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること	- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況 - 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 - 介護保険施設等における医療の提供状況(協力医療機関となっている施設の名称) - 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況 - A C P(人生会議)の実施状況 等

かかりつけ医機能「有り」となる要件

< 1号機能 >

- 以下の報告事項のうち、(★)を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
 - 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
 - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
 - 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
 - 一次診療を行うことができる疾患
 - 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

< 2号機能 >

- 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。